

平成28年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成29年3月23日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

## 平成28年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

### 1 日 時

平成29年3月23日（木） 午前10時から正午まで

### 2 場 所

自治センター 12階 E会議室

### 3 出席者

池戸悦子 委員、加藤統祥 委員、川上雅也 委員、小島一郎 委員、榊原晴親 委員、鈴木孝光 委員、高橋脩 委員、高柳進一 委員、坪井重博 委員、手嶋雅史 委員、服部具宏 委員、廣田祥久 委員、牧野昭彦 委員、松下直弘 委員、三宅和人 委員、安井貴子 委員、渡邊久佳 委員 17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

0名

### 4 開 会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

### 5 会長選任

豊田市福祉事業団 高橋脩 委員を会長に選任

### 6 会長挨拶

改めまして皆様おはようございます。ただいま皆様からの互選により、引き続き会長の任に当たらせていただきます。豊田市社会福祉事業団の高橋と申しますよろしくお願ひします。

本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席頂きありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々への支援体制等をより良くしていくために、協議を行う場であるとの趣旨を御理解いただいた上で、会議が充実したものになりますよう、お願ひを申し上げます。

先ほども課長の方からお話ありましたが、本日の会議の内容は皆様のお手元

の次第にありますように、議題が2件、報告事項が3件となっています。

この議題の中には、第5期障害福祉計画と新たに計画を作ることになりました障害児福祉計画が含まれております。

いずれも重要な内容であります。委員の皆様方の御協力をいただきまして、充実かつスムーズに会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 7 議 事

### 議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について

#### ア 人材育成部会の活動状況について

資料1 平成28年度愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会活動状況等報告

#### 高橋会長

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議題の1ですけれども、愛知県障害者自立支援協議会の専門部会の活動状況についてに入ります。

始めに人材育成部会の小島部会長、報告よろしくお願いいたします。

〔人材育成部会長説明〕

#### 小島委員

はい。人材育成部会の小島です。よろしくお願いいたします。資料1に基づいて御報告させていただきます。報告内容としては大きく3点ありまして、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修について、相談支援従事者研修について、地域の人材育成体制の推進でございます。

特に、サービス管理責任者と相談支援従事者の資格研修につきましては、何度も報告させていただいておりますけれども、一定の方向性が整理されたという報告です。

まず、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者のほうでございます。一つは来年度29年度につきましては、名古屋市へ事業委託という形で、基本的には名古屋市の受講者は名古屋市で研修を受けて、それ以外の愛知県下の受講の方については、引き続き愛知県が行い、まず一定の受講者枠が確保できるのではないかとということで、話の方を詰めていっております。

それから、国研修の体系に合わせた見直しということですが、基礎研修、更新研修という2階建ての研修になるというお話で、そちらについても、今後の取組ということになりますが、基本的には基礎研修のほうは事業者指定という方向で今後詰めていき、更新研修については、サービス提供の質を確保するという事で、引き続き県直営で実施していくという整理になっております。

来年度名古屋市に委託という事もありますし、国研修の見直しに合わせていくという事で、どちらも受講者が増えるという事で、一番、部会の方で挙げられているのは講師の確保ということです。資料にもありますけれども、今までは講師さんがお願いできる方を依頼して、研修の方を支えてきたという面があります。今後、受講者の拡大とともに、何か組織的な対応をしていくことが必要ではないかという意見が出ております。当然、どういう方法をとっても一長一短というものがあるかと思うんです。相談支援も数が増えたときにそうでしたけれども、色々お手伝いをお願いしながら育成していく。また、その方々が地域で活躍していただくといった前向きな考え方をしていく必要があるのかなと考えております。

今後、部会としては、引き続き講師の方ですとか、人材を確保していく方向性ですとか、体制のことも検討していきます。基礎研修については、事業者指定という方向ですので、指定基準を詰めていくという流れになるかと思えます。

相談支援の研修についても、事業者指定の方向で検討しております。初任者研修については事業者指定の方向で、現任研修については先ほどのサービス管理責任者の更新研修と同じです。実際に現任者としてサービス提供に携わっている方の研修となりますので、そちらは引き続き県直営でやっていくという方向です。あわせて、将来的に導入が見込まれます主任相談支援専門員の研修も県直営で行っていく方向です。

こちらについても、講師確保が課題となりますので、相談支援の方は少し早い時期から受講者が増えた時に合わせて取組は行っております。ここ数年、サービス管理責任者の研修に関っている講師さんですとか、ファシリテーターの方と、相談支援の研修に関っているファシリテーターと合同で研修をしたりということもやって来ておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

あと、今後の部会の取組ということで、相談支援の方も指定基準の事もありますし、具体的に指定事業者というものがはっきりしてきた段階で、何らかの形で部会の方も指定事業者さんの意見を汲みながら検討していくことも必要ではないかという意見も出ております。

最後、地域における人材育成の推進ということですが、相談支援の方の研修改正のところにも触れていますが、何度もこの場でも申し上げておりますとおり、県の研修だけでなかなか大勢の人材育成というものが図られている訳ではなくて、県の研修と各地域、市町の研修が一体的に取り組みれないとなかなか裾野が広がっていかないと考えております。

以前から、東三河南部圏域の取組を御紹介させていただいておりますけれども、相談支援の初任者研修の関係で言いますと、私が把握している範囲で、さらに3、4圏域で初任者研修と連動して圏域でフォローアップを行っていただいていると聞いておりますし、地域移行の研修の方も県の研修として連動して行っており、実際に地域移行者数の成果も見られているということで、こういう先進的な取組を共有していた

だきながら、裾野を広げていくことが大事かなと思っております。

報告としては以上です。特に研修体制の報告を最初にさせていただきましたけれども、研修の質ですとか、サービスの質ということがよく課題になるんですが、一方で愛知県のような都市部ですと、どうしても量にどう対応するかという体制とバランスを取っていくことで、この間ずっと議論の方を続けてきております。その方向性が一定の整理をされたということで、今後具体的に現実化していくのか詳細を詰めていくという事が今後の部会の取組になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

### 高橋会長

今、部会長さんの方から簡潔に御報告をしていただきました。この件について、何か御質問、御意見を是非、皆さんからいただきたいですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

### 高柳委員

精神障害者家族会の高柳と申します。今のお話の中で、圏域では実際にどんなふうな展開になっているのか。少し東三河の例で結構ですけれども、御説明いただけると有難いと思います。

それから、研修については、以前はオープン参加がちょっとあって、私、委員の立場なので、実際の状況を知りたいと思って、オープンのところに参加させていただいたことがあるのですが、そういう事が出来ると委員も現実がよく分かってサポートがしやすいと思います。以上です。

### 高橋会長

最初に小島部会長の方から。

### 小島委員

特に地域移行に関する研修のお話かなと思います。最近の研修の傾向としては、以前は地域移行の計画を書いて、これが報酬に結びついてということになりますので、制度の立ち上げ時はどのように計画を作成するかとか、何がポイントかということを中心とした研修であったのが、なかなかそれだけでは進んでいかないだろうということで、相談支援だけではなくて、病院の例えばPSWさんとか関係者ですとか、地域の保健所ですとか、実際に地域で支援する立場の方々ですとか、多職種が一つの研修に参加しています。例えばグループワークをするにしても、なるべく同じ地域の多職種がグループに参加して、事例は用意されたモデル事例ですけれども、地域移行させるシミュレーションのようなことをすると同時に、自分の地域だったら現実的に誰に頼めるかとか、どのような連携ができるかとか、実際的な研修をしていけるというこ

とが最近の傾向かと思っております。私からは以上です。

## 高柳委員

東三河南部圏域の取組についての質問と思いますので、江川アドバイザーに取組を少しお願いします。

## 江川地域アドバイザー

東三河南部圏域の地域アドバイザーをしております江川と申します。

人材育成ということでお話をさせていただきます。うちの圏域で人材育成の中で、研修事業を重点的にやらせていただきました。その中で、昨年度重点的に行ったのが、1点目は相談支援従事者のスキルアップ研修です。これにつきましては、もう3年目になりまして、毎年たくさんの相談支援専門員さんが御参加いただいております。

相談支援事業所というのは、比較的一人事業所となっています。相談支援専門員が一人だけの事業所がたくさんありまして、相談員というのは、悩みを持っていても相談する場所がない、スキルアップする機会がないということで、参加した相談支援専門員さんの方には凄く好評いただいていると認識をしております。

また、2点目は先ほど小島委員がおっしゃった地域移行の研修ですね。こちらの方は今年度初めて取り組ませていただきました。そのコンセプトは地域移行の計画を作成できる相談支援専門員をたくさん養成しようというコンセプトです。委託の相談支援事業所が精神病院に長期入院している方を退院支援させる。非常に何と言うのかな。私から言うと専門性の必要な、高い、その方でないとできない、その事業所でないとできないというイメージの地域移行だったんです。

ですけれども、そのシステムですと相談員の数でしか、その方のスキル、キャパでしか退院できる方がいないという壁があるということで、せっかく国の制度として、個別給付の地域移行支援制度があるものですから、こちらの方をしっかりと普及させようというコンセプトで、地域移行計画を作成するための研修を企画させていただきました。

そのきっかけというのは、基幹相談センターの連携会議というところで、豊橋、豊川、蒲郡、田原の4市で、年に4回連携会議を行っているんですが、その場で地域移行の話が出た時に、地域移行計画を見たことがあるかどうか、どれだけの相談支援専門員さんが見たことがあるかどうか。

お恥ずかしながら、私自身もしっかり見たことがなかったんです。そんな状況で、基幹センターの、私、センター長なんですけれども。そんな状況では相談支援専門員に伝えられないということで、実際に一つ、本当の事例を通して、インタークの部分でここを書く。アセスメントではここを聞こう。この段階での計画ではここを書く。退院前にはここを押さえておこう。その時の計画はここへ書こう。退院した後のご家

族の不安はこういうところだったら、ここを書こうということで、具体的な計画に基づく研修をさせていただきました。

この研修に参加した方からのアンケートで、相談支援専門員さんの声を聞いて、私がとても印象的だったのは、「計画相談を私は全く分からなかった。様式も知らなかった。でも、実際見せてもらって段取りが分かった。いままでグレーで闇にかかっていたものがクリアになりました。」と御意見をいただきました。

その成果というと、実際この圏域での地域移行の実績が、一昨年が6ケースあったんですけれども、今年度は12ケースと倍になったんですね。また、倍になっただけはなくて、非常に嬉しかったのは、計画を作成できる事業所と相談支援専門員が増えてきた。関心を持っていただいたのがとても嬉しいことだと思っています。

2つの研修の中で、私がとても大事にしているのが、県との連動なんです。やはりアドバイザーで、勝手に県の意向を無視して、勝手な研修をしても、それは県全体としての人材育成にはならないということで、相談支援専門員のスキルアップ、また地域移行の計画についても、講師の方々に必ず県の研修の講師の方と話をし、ポイントだけ抑えて、そこがずれないように形で研修をしてください。研修をしましょう。というような取組をさせていただいております。

ささやかですけれども、2つの御報告をさせていただきました。

### 高橋会長

取組について御報告いただきました。よろしかったでしょうか。  
他にいかがでしょうか。

### 松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下といいます。

3つのポイントに従って御報告いただいたんですけれども、私も児童発達支援管理責任者の研修に携わっていますので、受講希望に対してそれが応じられていないという愛知県の現状というのは非常に感じています。

他方で、他県の話をお聞きすると、受講の希望をしても、特に落選することなく、全て受講できている県もあると聞いていますので、翻って愛知県の今の現状として、事業者数の増加とサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の定着が出来ていないんだろうということが課題として考えられる。なので、いつまでたっても応募しても受けさせてもらえないんだという声が出てくるのかなというような感じをしています。

これに関しては、御説明のとおり、名古屋市にも御協力いただいて、児童分野、就労分野は回数が増えますので、携わる立場としてはちょっと大変だなと思いますけれども、協力していきたいと思います。

本題ですけれども。3つ目に御報告いただきました地域における人材育成の推進がい

いよいよ以って鍵になってくるかなという感じです。サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、いずれも養成してきた人数は相当数いる筈なんですけれども、追い付いていない。もしくは、現場の中で十分役割が担えていない。

例えば、未だに個別支援計画が十分作れていない、作っていないところもチラホラ聞いたりしますので、非常に問題が出てきているかなと思います。

そういったことを背景に考えながら、いよいよ地域における人材育成、地域だからこそやらなきゃいけない人材育成にシフトしていく時期かなと思います。

養成はたくさんしてきた。実際にこれをうまく運用していく事が難しい現状で、あるいは一人で活動しているサビ管、児発管、相談支援専門員を考えると、市町村単位でしっかりフォローアップができる体制をいよいよ築いていかないといけないと思いますので、それぞれの地域の実情に応じた研修プログラムを考える事は、自立支援協議会、市町村ごとに考えていただく必要が出てくるのかなと思います。そこで多分アドバイザーの皆様方の力添えが必要かと思えます。

研修を各市町村で仮に企画したとしても、本当に参加をしていただきたい事業所こそ参加しないという声も聞かれています。そう考えると、この先、事業所の拡大やサービスの質を担保していこうと思った時に、参加してくれないからダメなんだということで終わってしまうのではなく、そここそしっかりと拾っていけるような、研修の周知の仕方とか、参加のしがいとか、インセンティブみたいなものを市町村ごとに考えていただく必要があるかなと思います。

実際に江川アドバイザーからも研修の報告がありましたが、今年度、豊橋で障害児に関する研修に携わらせていただきましたけれども、その企画を練っていた中で、発達障害者支援指導者が愛知県の独自の事業として養成が進んでいるかと思うんですけども、この方達も積極的に活用していきながら、そのノウハウを市町村にキチッと浸透させていただくと現場では支援力の向上というものも図っていけるのかなと。

なので、座学として講習を受けることもさることながら、例えば療育機関の見学研修等も踏まえながら、柔軟なプログラムが市町村の置かれている実情と持っている社会資源に応じて組み立てられるんじゃないかと思えますので、そこにシフトしていくような応援というか、部会であったり、アドバイザーの皆さん方で一緒になって知恵を出し合いながらやっていると充実できるかなと一つ提案させていただきたいと思えます。

## 高橋会長

地域における人材育成について圏域アドバイザーの取組をよろしくお願ひしたい。それから発達支援指導者が育成されていますので、その方たちの活用も有効ではないかという御意見だったと思えますので、よろしくお願ひします。

他にいかがでしょう。

### 三宅委員

愛光園の三宅といいます。地域移行・地域定着に関して、知多圏域で研修を行ったんですけれども、全市町が集まってそれぞれ市町がテーブルを囲んで、地域移行関係者のチーム作りのような研修をやって、その時に地域資源の関係者の共有ができてなくて、この資源は知らなかったとか、そんな事は分からなかったとか、そういった情報の共有がまだまだできていないので、そういった研修での働きかけなどもできたらいいんじゃないかなと思っております。

もう1点ですが、今後サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修の有料化。今は無料なので、予定がない人だけとりあえず行って来いと言われて参加したとそんな話を聞いたりしているのですが、今後については有料化されるという予定はあるのでしょうか。

### 高橋会長

御質問ですね。じゃあ、後段について。

### 小島委員

もともと、事業者指定の議論というのは、有料化のその裏には受講者の質ですとか、受講態度があったんですけれども。そういうところから出発した話です。

当然、事業者指定という話になりますと、例えば委託ですと、委託料をつけての話になります。基本的には事業者指定というのは、指定された事業者がそれぞれ受講料を取ってやっていくということですので、当然いくらぐらいが妥当かという基準の話を今後していかないといけないですけれども、有料化したから質が保たれるという単純なものではないとも承知はしていますが、合わせた話として今後していく必要があるかなと思ってます。

### 高橋会長

よろしいですか。もう1人ぐらい。

### 池戸委員

サービス管理責任者、相談支援専門員等の研修に関してですね。さらに充実するという事で、小島さんの方から講師に関しては事業者指定、ないしは県の直営という話をお聞きしたんですが。事業者指定の範囲というのは、どのあたりというのか少し教えていただきたいです。

私は愛知県精神保健福祉士協会の者なんですが、何か職能団体として協力できるの

か、P S Wの精神保健福祉士だけではなくて、それ以外に職能団体がありますので、そういうところとの連携というのはお考えでしょうか。

#### 高橋会長

お願いします。

#### 小島委員

先ほどもお話したように、事業者指定は良いんですけれども。実際に今後確実に講師ですとか、ファシリテーターが必要となってくるのは間違いなくて。繰り返しになりますけれども、個人個人のネットワークのようなところで声を掛けていくのは限界だろうということ。ここにもありますけれど、例えば支援関係団体さんですとか地域アドバイザーさんですとか、組織的なことを考えていかないと追いつかないだろうと考えております。

具体的に職能団体という事になりますと、研修内容自体がサービス管理責任者とか相談支援とか、専門職とか、資格のある職種と違う括りの話となりますので、当然、P S Wの協会さんですと、P S Wでもあり、相談支援専門員でもあるという方もあって。現実的にそういう方をキーに連携をとって、先ほどの地域移行の話もありますし、そういうパイプをたどって、協会そのものになるのか、何かまた協力出来そうな方からなるのか。今までよりは色んな方に御協力をお願いしながらやっていく事になるのは間違いなかなと思っております。組織化と言いましたけれど、色んな立場の方にお集まりいただいて、ただ単に打合せをして研修やるだけではなくて、今後引き続き継続していただくとか、研修講師としてのスキルアップをしていただくにはどうして行ったらいいかとか、研修を支えるような取組が必要になるかと思えます。

#### 高橋会長

ありがとうございました。様々な有益な御意見をいただきました。私の方からも一つだけお願いできればと思います。

支援の質を高めるためには人材の育成が何よりも重要ですけれども、講師と演習講師についてどういう人材を求めているのか、要件のようなものを出していただけると皆が協力しやすくなるんじゃないかと思えますので、その辺の御検討もよろしく願います。

様々な有益な御意見いただきましたので、これらの御意見をもとに、また更に検討を深めていただければと思います。

#### イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

資料 2 平成 28 年度愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会活動状況等報告

資料 3 入院中の精神障害者の福祉サービスに対するニーズ調査結果の詳細について

## 高橋会長

それでは次に移らせていただきます。

三宅部会長から部会の御報告をいただいた後に、前回の会議でお願いをしております入院中の精神障害者の福祉サービスに対するニーズ調査結果に係る年齢分布等について事務局から御報告をいただきたいと、こういう順番でお願いしたいと思いません。

三宅部会長よろしく申し上げます。

〔地域生活移行推進部会長説明〕

## 三宅委員

はい。地域生活移行推進部会の三宅です。今年度の精神障害者の地域移行支援について、地域生活支援拠点等の整備について及びグループ整備促進支援制度について検討を行いました。

資料 2 になります。精神障害者の地域移行支援については、各コア機関チームを活用しながら、各市町村が一人でも地域移行できるように取り組んでほしいとお願いをしたところですが、実績を見てみたところ、54 市町村あるところで、地域移行の支給決定をされたのが 15 市町村。平成 27 年が 9 市町村、28 年が 12 市町村になりますので、若干は増えましたけれども、まだまだ取り組んでいただきたいなと思っております。10 年以上入院されていた方に取り組んだところが 3 か所あったという報告があります。

また、制度を使わない、制度に頼らず地域移行に取り組んだ市町村というのが、54 市町村のうち、34 市町村に当たります。平成 27 年度は 22。28 年度が 26 ですので、若干は増えているかなと思いますが、まだまだ取り組んでいただきたいなと思っております。

今後についてですが、市町村には今後も取り組んでいただくようお願いするところですが、先ほどの人材育成の方でも御報告があったように、研修等も先進地域から講師をお招きした研修等も利用しながら、各市町で取り組んでいただきたいなと思っております。

住まいについては、グループホームだけではなく、色んな方向を検討して確保していただければと思っております。

コア機関チームについては、活動がまだまだ見えてこないところではありますけれども、今後大いに活用していただければと思います。

精神科病院での対応というところでは、県の今年度研修にもありましたけれど、ピアサポーターの活動は重要なキーパーソンになっているのかなと思いますので、各市町ではピアサポーターの養成に取り組んでいただくと良いのではないかと思います。

病院では地域移行機能強化病棟という制度があるようですので、これを上手く活用していただければと思います。どの市町村も次年度では一人は地域移行出来るように努力をしていただければと思います。

続いて、地域生活支援拠点の整備になります。各市町に進捗状況の確認をしているところですが、なかなか進まないなという現状のところの数字が現れているところです。その中でも、拠点整備のゴールの設定を国がお示しいただいていないので、何処がゴールなのか分からない。そんな御意見がありました。

今後の取組で一応地域生活支援拠点の整備の目標が5つ取り上げられています。読み上げますと、1は相談、2は体験の機会、緊急時の対応、それから専門的人材の確保・養成、5として地域の体制作りという指標が5つありますけれども、もう一つ基幹相談支援センターというのがかなり要になっているので、センターのない地域については、指標の一つとしてお考えいただくと良いのではないかと考えているところです。

めくっていただいて、グループホームの整備促進制度についてです。今年度も説明会を事業者向けに行いました。合計132名の方に御参加いただいて、見学会は75名、相談会は30名と、かなり活用されているのではないかと思います。資料の一番下の参考というところを見ていただくと、グループホームの住居数の推移が示してあります。28年度と比べると、29年3月1日現在では49件増。グループホームの定員については、29年度では290人分の増となっているので、微増というのか大幅な増というのかは見方があるかと思いますが、着実に増えてはいるので、この事業の成果もあったのではないかとそんなふうに思っています。29年度については、2部構成で1部を新規開設希望者向けの説明会、2部として既存事業者向けの内容。それぞれ求められる内容が違いましたので、それぞれ事業者にあった内容に分けて、2部構成で説明会を行う予定です。また、見学会、相談会についても継続して行っていただければと思います。

今年度、行いました地域アドバイザーによるホームのモニタリング。グループホームの管理者からは、アドバイザーが訪問されたことで、とても歓迎していただいた。もっと行って欲しいという要望があったので、これについても、またやっていると良いと思っています。以上が部会の御報告になります。

角田主任主査

障害福祉課こころの健康推進室の角田と申します。

私の方からは資料の3を御覧いただきたいと思います。これは、一昨年の秋に愛知県の全精神科病院を対象に実施しました、入院中の精神障害者の福祉サービスに対するニーズ調査の結果をまとめたものです。前回のこの協議会において、このニーズ調査結果について詳細な分析をという御意見をいただきまして、改めて報告させていただきます。

今回分析を行った視点として、今後、地域移行を働きかけていく、言わばコアな層と言いますか、中核的な方のプロフィールというものがどのようなものになっているのか。それから、そうした中核部に位置付けられる方が抱えていらっしゃる問題。地域移行するに当たって、どのような要因がボトルネックになっているかという2点に注目してまとめた資料になっております。

まず、必要とする福祉サービス別に対象者の方の年代を見たのが、資料の1ページの右側から2ページにかけて記載しております。これを御覧いただくとお分かりになりますように、ケアマネジメントに対するニーズは当然70代の方を中心とする高齢層にピークがきております。その次にあります総合支援法に基づく、地域移行支援サービスは、グラフにありますように、50代を中心とした所謂中高年層にピークがあるとお分かりいただけるかと思います。

同じように入院患者さんの在院期間別に整理した表とグラフが資料の2ページ右側から3ページにかけて、さらに診断・疾患別に整理をしたデータが3ページの右側から4ページにかけて掲げてございます。

これらのデータを単体で見るのではなくて、クロスをさせて、例えば、年齢と在院期間、あるいは在院期間と疾患・診断といったような、二つの要因で分析したものが4ページの右側、5ページの右側に記載をされている表になります。

こういった分析を経まして、結果的に浮かび上がってきたことですが、今回地域移行を必要される中核群として浮かび上がってきたプロフィールとしては、5ページの右下の表を御覧ください。色々な要因を組み合わせてみた場合、中核的な層として上がってきた方は、年代としては60代から70代にかけての高齢層。かつ、疾患としては認知症、統合失調症。そして、在院期間として中期から長期。こういった要因を併せ持つ方が地域移行の中核部になろうかと思えます。

さらに次の6ページも同じ話題で続きます。年代としては40～60代の中高年齢層で、在院期間が中期から長期というような方も中核群として挙げられると思えます。

今回の調査では、個々の対象者の方が、今後地域移行をするに当たって、特に調整あるいは時間を要する事柄は何かを病院にお聞きしました。すなわち、地域移行におけるボトルネック要因ということになろうかと思えますが、先ほどお示ししたような中核群の方が、どういったネック要因を抱えていらっしゃるのかを5ページから6ページの表の中で整理をさせていただきました。そういった視点でこの表を御覧いた

だければと思います。

最後の6ページの表を御覧いただきますと、在院1年～3年の方で年代が40代、50代、60代の方が、それぞれどういうネック要因を抱えてらっしゃるのが分かります。例えば、年齢が比較的若い40代の方では、治療の継続性を確保するというのが非常に大きな問題として上がっている一方、60代の方は、治療の継続性よりも御家族やキーパーソンの方の協力、そして住まいの確保、というのが一番大きな要因となっています。あるいは、右の方に目を転じていただきまして、例えば在院期間が1年、3年、10年以上と長期化するにつれて、地域移行のネック要因が数的にも増えて、要因が多様化していくことが読み取れるのではないかと思います。入院が長期化された方については、年代の如何にかかわらず、多くのネック要因を抱えていらっしゃる方が多い印象です。したがって、支援をする側も多面的な支援が必要と考えておりまして、こうしたデータを今後の地域移行支援の対策を考えていく中で活かしていきたいと考えております。

私の方からの報告は以上になります。

#### 高橋会長

ありがとうございました。2件御報告がありました。

御質問、御意見をあわせていかがでしょうか。

#### 廣田委員

愛知県精神障害者家族会連合会の廣田と申します。よろしく申し上げます。

自分も精神障害者の当事者として、やはり入院期間も経て、そして家に戻り、そして就労までに至った訳ですけれども。そこで一番問題となるのが医療から福祉に繋がるサービスの間の中で、やはり医療の問題があった場合に、それをどういうふうにして支援者に伝えていくのか。また、生活とかそういった問題に対して、主治医にどうやって伝えたらいいのか凄く悩んだことを思い出しました。

そういった場合に、誰かに相談に付いて行って貰ったらとか、看護師さんの方から言われたこともあるんですけども。そうすると誰が病院まで行くのかということも課題となり、またそういった中で悩んだことを思い出しました。

東三河で最近、精神科病院に入院しながら、地域に戻る場合、ほっとピアではどういった対応をされているのかなとちょっと疑問に思い、それを質問したいなと思って。申し上げます。

#### 高橋会長

どなたに対して。

## 廣田委員

江川さんに。

## 高橋会長

じゃあその件について、具体的な取組について。

## 江川地域アドバイザー

御報告させていただきます。地域移行に関しては、先ほど研修の話をさせていただいたんですけれども、その前の段階として地域移行のリーフレットを3構成で作ったんです。一部が当事者向けに地域移行支援という福祉サービスがありますよ、病院の方にお問い合わせくださいと。

もう一歩進んで、支援者、御家族向けに相談する時にこういう機関がありますよと。

ちょっとそこから一歩進んだリーフレットとして、もう1点が支援のマニュアルですね。先ほど研修で言いましたけれども、私たち相談支援専門員って地域移行のマニュアルってないんです。ですので、インテークの段階でこれをやる、アセスメントとしてはこれをやるというのを当事者の方がやること、私ら相談支援専門員がやること、病院スタッフがやることを作りました。それを見ていただくと分かりますよということで、それを元に御説明させていただいております。

先ほど、廣田委員がおっしゃった相談する場所なんですけれども、個別給付としての地域移行、委託の相談支援事業所でやっている退院支援でしたら、担当の相談員がいますので、そちらの方に相談いただければ大丈夫だと思います。

また相談員がついていない場合については、ほっとピアの場合でしたら、基幹の相談支援センターに相談いただきましたら、全然大丈夫ですという広報をさせていただいております。以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。よろしいですか。どうぞ。

## 高柳委員

愛家連の高柳と申します。前回、去年ですね。事務局のほうから示していただいた新規入院者と長期入院者のサイクルのような図をいただきました。非常に分かりやすい図でいいなと思っています。

そして、今回また新しい言葉、私が不勉強なだけだと思いますけれども。市町村の地域移行推進のところの実績、取組の状況を示していただいたんですが、端的に1という目標。これは精神科病院の経営に配慮した、言ってみれば病院経営の救済措置のようなものが入っているのかなと思います。

私のところで、豊川市なんです、豊川市民病院、公立の病院がありますが、精神科がある病院です。その中で退院とか転院という数がどうなっているのかなと非常に疑問に思いまして、それを調べていただいたんです。平成25年、26年、27年というふうに死亡は1、4、2というようになっています。それから転院が11、16、18となっていて、公立病院から私立の病院に変わって、私の家族会では「病院に入れてくれなかった。デイケアも使えない。」とか、そういう話がしょっちゅう来ていましたので、それでどうなっているのかということを探った訳です。

病院の経営の状況というところまで、自立支援協議会がタッチする案件ではないと思いますけれども、でも、この問題というのは、例えばイタリアで言えば、精神科病院を総合病院へ転換したとか、認知症中心の病院から名称も変更しちゃって、そういうようなことまでやっていくところで本格的な解決が図られるんではないかという気はしているんです。

しかし、アドバイザーの皆様方の御努力、私もビラをチラッと見せていただいたことがあるんですが、そういうものを病院に届けて、そして具体的に進めていこうとしてくださる御努力は十分承知している訳ですが、今また御説明いただいたのでよく分かりました。

今、ぼちぼちやっていくことしか、しょうがないだろうという気はしているんですが、この全体の中で感じるのは、ケアマネジメントと地域包括支援みたいところが抜けていまして、精神障害者の地域生活をどのように進めようとしているのか、実際に介護保険によるケアマネジメントに対するニーズがアンケートにもありましたね。それじゃあ、それを一緒にしているのかなと取れるんですが、地域生活拠点の整備の現状はどうなっているのか。その人材はどうするのかというようなことと含めて、地域生活としてのケアマネジメント、地域包括支援というのはどういうことなのか、というようなことをお聞きしたいんですが。

それともし、病院経営のことまで触れていただければ。実際には病院からの地域移行を支えていく場合に、今までの10年間ほどの取組の変遷を見ていって、社会的入院から地域移行という言葉に変わり、そして今の現状にきているという状況を踏まえて、先ほどの死亡者数は全国では2万になるそうですけれども、それだと3年経つと6万になる。それだと死亡退院という訳になる訳ですけれども。

## 高橋会長

高柳委員。具体的に御質問されたい点をもう一回簡潔に教えていただけますか。

## 高柳委員

分かりました。

地域移行機能強化病棟というのはどういう病院でいくつぐらいありますか。

それから、地域生活拠点の整備の現状は進めているというお話はありましたけれども、具体的にはどうなっていますか。

3点目として、地域生活としてもケアマネジメントと地域包括支援というのは、介護保険との関係はどうなるんですか。

### 高橋会長

3点。まだ十分取り組まれていない領域もあるので、分かる範囲でお願いします。

### 角田主任主査

私の方からお答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

地域移行機能強化病棟については、診療報酬上の算定ということで、現在、県内で届出がされているのは2病院と聞いております。今後増えていくのではないかと考えております。

それから、介護保険関連のサービスとの関係ということなんですが、福祉サービスの体系として65歳以上、65歳以下で分かれてくることになります。精神科病院に長期で入院されている方は、65歳以上の方が多いは事実で、この方たちが地域に移行出来るようにするためには、障害福祉分野と高齢福祉分野との統合ということが非常に重要な課題となっております。しかしながら現状ではあまり進んでいないと評価せざるを得ないかなと思っております。

29年度から、こころの健康推進室が主催して、地域移行についての連携会議を持つとうということ考えておまして、その中では高齢福祉分野の方には是非御参画いただきまして、そちらとの連携をしていきたいと考えております。

### 立花課長補佐

障害福祉課立花です。地域生活支援拠点等の整備についてお答えします。全国的にはあまり整備が進んでいなくて、昨年12月に担当者会議が全国で開かれておまして、その席で全国20市町、2圏域が整備されたという報告がございました。県内では豊橋市さんと名古屋市南区さんが整備されているという状況です。

第4期障害福祉計画で平成29年度末までに整備をしようということで、目標が立てられているのですが、こういった状況があるということで、第5期計画で成果目標は継続しつつ、平成32年度末までに整備をするというような基本指針が示される予定であります。

県としましては、先ほど三宅部会長の方からも報告がありましたけれども、もともと拠点の機能として、相談機能と体験の機会の場合、緊急時の受け入れ対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が国から示されておりますけれども、この中、体験とか緊急時の受け入れ以外のところでは、やはり基幹相談支援センター

が担うところが非常に大きいところがあります。

ですが、基幹相談支援センターの設置が市町村の中には進んでいないところもありますので、相談支援体制の整備というのをきちんとして、拠点の機能を担っていただくという事を進めていかなければならないと、具体的にはそういった考えを持っています。以上です。

## 高橋会長

よろしいですかね。

## 高柳委員

基幹相談支援センターの県からの委託というのはどういう事になりますか。かなり委託が多いんですか。それは市町としてはそれで機能していくのでしょうか。

## 立花課長補佐

基幹相談支援センターというのは、市町村が設置することができるという規定が総合支援法にありまして、県が直接、基幹相談支援センターを委託するという事はございません。

通常、基本相談の部分で相談支援事業所を委託している市町村さんが、そこへ基幹相談支援センターの機能をお願いするところが多いと聞いています。

## 坪井委員

グループホーム整備促進支援制度のことなんですけれども。これも確かに入居者数も増えておりますし、病院から探したときに、色んなグループホームを探した時に、色んなところにヒットすることもだんだん増えてきているので凄く有難いことだと思っています。

一方で豊田なんですけど、名古屋市にしかグループホームがないので、そこまで行かないといけない。エリアを広げないといけないことがあるんですけど、実際、整備をされていくあとですね。

グループホームが増えることは大事ですけど、グループホームでどういうサービスをして、どういう機能があるのか、なかなか情報として入ってこないものですから、どこを紹介してよいのか戸惑うことがあるので、整理をされるときにグループホームでどのようなケアがされているのかという情報も共有できると、地域移行が更に進むのではないかと考えています。

## 高橋会長

ありがとうございました。部会長いかがですか。

### 三宅委員

グループホームは整備を進めて来ているんですけども、基本的に生活の場ですので、そこで特別なサービスをしているのではなくて、その方たちが過ごしやすいためのサービスをしているので、なかなかそこを宣伝とか紹介しづらいなと思いつつながら、お話を聞いていました。

ただ、対象者については、かつては知的障害を主体にやっていたとか、精神障害の方を主体にやっていたとかそんな時代もありましたが、今は随分色々な方が一つのホームにお住まいなので、その辺は何らかの調査があると確かに役に立つなという感想を持ちました。ありがとうございます。

### 高橋会長

グループホームの一覧みたいなものは何かあるんですか。障害福祉課のホームページに載せてあるとか。

### 柴田課長補佐

事業所・地域生活支援グループの柴田です。

グループホームの一覧ですけども、障害福祉課のホームページに一覧表をアップしております。直近ですと平成29年1月1日現在の状況でアップされているところであります。

### 高橋会長

詳細は分からないけども、一応リストはあるということですかね。

### 池戸委員

私も坪井先生と同じように、精神科病院で働いている者なんですけれども。私は名古屋市とほぼ隣接している地域でして、相当グループホームの案内が、本当に週に1回くらい来るかなというくらい、ものすごく宣伝で来ておられます。

うちの病院も地域移行でグループホームを使うんですけども、必ずしもサービスの質が良いというふうには言えず、送ったんだけども、3日で帰ってきたりとか、そういうケースもありまして。

やはり色々な経営主体の方が参入して来ているんですけども、その中でやっていることの支援の質というところでは、非常に不安がありますので、そういうところを県のほうで研修なり、指導していただくと良いかなという印象を持っております。

### 高橋会長

ちょっといいですかね。その件についてもちょっと検討していただけないか。今まで作ることに一生懸命やってきたんだけど、数は増えてきたので、今度は運営の問題、質の問題が出てきたので、そのところに視点を移して、検討していただけないか。

### 三宅委員

質についてはモニタリングで手を付け始めたところなので、今後また課題になってくると思います。

### 高橋会長

取組をよろしくお願いします。

### 牧野委員

知的障害者育成会の牧野です。

私はある社会福祉法人の事業も携わっています。そこで重症者のグループホームを作ろうという事で今運動しています。ここ2年間ほど県に申請していますが、認可が出ません。補助金が出ないため、グループホーム建設が保留になっています。

社会一般的にグループホームの数量は足りていると聞いています。けれど質の問題で、重度の人に対しての施設が少ないので、それを作ろうとしましても、補助金が出ないです。補助金が出なければ借入金をしてでも利用者のため、グループホームを建設しないといけないかなと思っています。

### 高橋会長

いろいろと御意見をいただきましたので、また、部会のほうでよろしく願いいたします。

御意見があれば、事務局の方へお伝えいただければと思います。

## 議題（2）第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について

### 資料4 第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について

### 高橋会長

次に2つめの議題ですけれど、第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について、事務局からよろしく願いいたします。

## 渡辺課長補佐

障害福祉課企画・調整グループ渡辺と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

私の方からは議題の2つ目でございます、第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定についてでございます。

お手元の資料ナンバーでいきますと、資料4を御覧ください。障害のある方もない方も共に暮らせる地域社会を実現するため、障害のある方がより身近な地域で生活し、働くことが出来る環境作りが求められております。本県ではこれまで4期に亘りまして障害福祉計画を策定し、障害がある方が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んできたところでございます。

この障害福祉計画は障害者総合支援法89条第1項に基づき策定しております法定計画でございます。現行の4期計画が来年度を持ちまして計画期間が満了となることから、新たに第5期の計画を策定するものでございます。

昨年6月には児童福祉法の一部改正がございまして、従前は努力義務でございましたが、障害児福祉計画につきまして策定が義務付けられているところでございます。

過去の期ごとの策定年度を計画を表にしておりますので、御参照いただけたらと思います。次期障害福祉計画は3計画期間に記載のとおり、平成30年から32年までの3か年計画となります。

計画に定める主な事項を表にまとめたものが、左下、4計画に定める事項として記載されております。これらの事項につきまして、それぞれ必要な見込み量でありましたり、医療、教育機関の関係者との連携について記載してまいります。

次に右側資料4国側の国の基本指針の見直しでございますが、国におきましては、本年2月2日から3月4日までの約1か月をかけまして、パブリックコメントを実施しております。提出されました意見を踏まえまして、国におきまして必要な修正がされたものが年度末を目途に告示される予定でございます。

ということでありまして、来週中には分かるという状況でございまして、今現在では最終的なものではございませんが、大きな修正はないという前提で、お話の方を進めさせていただきます。

(3)見直しの主なポイントということで、関係部分を抜粋という形でお示しさせていただきます。成果目標につきましては、項目が増えておりますが、成果目標としましては、(ア)の施設入所者の地域生活の移行から(オ)の障害児支援の提供体制の整備等から大きく5つございます。

現行の成果目標との比較につきましては、2枚はねていただきますと、別紙という形で新旧対照表の方をつけさせていただきます。分かりやすく絞り込んで記載してございます。右側が現行、左側が新規ということで、右に比べまして左の方が増

えているという事が分かるかと思えます。別紙の方での説明は、時間の関係もあつて省かせていただきますので、資料4の方で説明を進めたいと思えます。

いずれの成果目標につきましても、厚生労働省の社会保障審議会等で各都道府県や市町村の直近の実績も踏まえまして、目標値が検討されておりますが、それぞれの項目における数値目標の見直しについては、時間の関係もありますので省かせていただきますが、新規の項目と致しましては、(イ)精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築が新しく打ち出されております。従前の第4期の障害福祉計画では、この分野につきましましては主に精神病床における早期退院率等を定めておりましたが、これについて、例えば入院6か月時点の退院率等を新たに設定しまして、精神障害の方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療・福祉・住まい・就労・教育など包括的に確保された地域包括支援システムの構築を目指すことを目的としておりまして、計画的に地域の基盤を整備し、圏域ごとや又は全市町村におきまして、それぞれ関係者の協議の場の設置を求めているところでございます。

精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村など重層的な連携をしていくことにより、支援体制の構築を目指していくものでございます。

また、児童福祉法の改正によりまして、障害児福祉計画にかかる目標を定める必要がございますが、現行の県の障害福祉計画におきましても、章を一つ割きまして第5章と致しまして、障害児支援体制の整備を記載しておりますが、重症心身障害者に対する支援体制の整備や児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実について記載している訳でございますが、記載につきましましては限定的なところもございます。ここのところを大きく拡充しまして、次期障害福祉計画は一体的に策定していきたいと考えております。

具体的には障害児に対する部分につきましましては、二つ細かくございますが、32年度末に児童発達支援センターを各市町村に1か所設置、また同じく32年度末に全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築が目標とされています。

ニーズへの対応は2つございまして、一つ目は重症心身障害者を対象とする放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上、30年度末に保健、医療、福祉、教育等の協議の場の設置が示されております。これにつきましましては、各市町村が難しいということであれば圏域での設置も可能と示されているところでございます。

②のところでありまして、その他の個別施策にかかる見直しとしまして、いくつか示されておきまして、障害者差別解消法が平成28年度に施行されておりますが、(ウ)発達障害者支援の一層の充実、先に難病患者へのサービス利用促進につきましても、なかなかサービス利用が進まないということも踏まえまして、利用者の安全確保に向けた取組や事業者に向けた研修の充実が設けられているところでございます。

資料を1枚はねていただきまして、6の本県における策定体制でございます。本日

午後に開催を予定しております障害者施策審議会の資料と同じものをお示しさせております。午後の施策審議会の中で進めていくところの承認というような形を考えているところでございますが、国の指針に基づきまして、来年度の現行の4期計画もそうであったんですが、県の障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置いたしまして、集中的に検討を行っていきたいと考えておりまして、ワーキンググループを年3回を目途に開催していきます。また、障害者自立支援協議会でも御意見をいただきながら、来年の3月に策定、公表を目指してまいります。

具体的な構成員につきましては、前回の検討状況も踏まえまして、お手元の資料にあります構成員名簿で進めていきたいと考えているところでございます。

具体的なスケジュールを右側の表で示させていただきましたが、次年度4月から6月の3か月程度を目途としまして、今後4期計画の事業実績が分かってまいりますので、そこで実績把握を行うとともに、1回目のワーキンググループを7月に、その後に施策審議会を開催致しまして、2回目のワーキングを9月、11月に2、3回目と。また、12月に2回目の審議会を開きまして、パブリックコメントをして、3月に計画の決定、公表と進めさせていただきたいと思っております。

この間に、右側に書いてございますが、市町村との連携ということで、各圏域での会議でいただきました意見を踏まえまして、情報共有を行い、その後、市町村との個別のヒアリングを予定しておりますので、かなりのボリュームになるのかと思っております。

開催の策定のスケジュールにつきましては、現段階の予定という事でありまして、若干前後してしまうかもしれませんが、このような進行管理で進めて計画策定の方に臨みたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

## 高橋会長

以上、説明をいただきました。この件について御質問、御意見ありますでしょうか。

## 川上委員

尾張東部のアドバイザーをしております川上と申します。よろしく申し上げます。

今の見直しのポイントの1ページの(エ)の下の新規って就労定着支援事業を国が明確に示しているか示していないのか、平成30年度の頭4月くらい始まるということで、就労系の事業所や就業生活支援センターさんの位置付けがどうなっていくのか、もう1年を切る段階の中でその辺の意見を聞きたいというのがあります。

もう一つ、(オ)の医療的ニーズへの対応については、放課後等デイサービスは発達系や知的障害の中心とした放デイは、雨後の竹の子のように出来ていますが、医療ニーズへの対応が出来る放課後等デイサービスがないというのは地域から出まわっていますので、その辺りについて、もう一步踏み込んだ県の対応をしていただきたい。

地域共生社会において、主なポイントであると国が示していますが、ここには書か

れていませんが、それに関して意図があるのか3点。  
よろしくをお願いします。

#### 渡辺課長補佐

川上委員、御意見ありがとうございます。

はじめの1点目でございますが、職場定着率の増加については、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、まだ国の指針の方が正式に出ていない状況でございますし、委員の御指摘の状況が確かにあるかと思えます。今後、指針等出てきましたら、資料等を踏まえて、機会を設けて説明させていただきたいと思えます。

2点目の放課後等デイサービスの方ですが、事業所が多いのは確かにその通りでありまして、色々基準で見直しであったりとかございますし、国の障害福祉計画では重症の障害児に対する対応というところで、この部分がポイントになってくるかなと考えております。

3点目をもう一度お願いします。

#### 川上委員

ポイントが国から示されたときに、地域共生社会の実現に向けた取組と書かれていて、具体的な目途とか、わが町プランとか取組もうとしている市町がありますが、そのあたりの方向性をお聞きしたいなと思って。どこの市町も悩んでいるものですから。

#### 渡辺課長補佐

地域共生社会の実現というのは、今度5期になります。当初からの大きな課題であります。

一方で、具体的に欠けている部分がございますので、今後情報収集しまして、分かりやすい形でお示しできればと考えております。この場では具体的にお答えできませんが、よろしくをお願いします。

#### 高橋会長

よろしいですか。来年度の取組ですので、今のようなものを踏まえて案を作成してください。ほかに、どうぞ。

#### 高柳委員

策定スケジュールの方に第4期の計画実績に関する分析というところが入っていますが、自立支援協議会で今の時点では意見を言う事は出来ませんので、地域包括支援型、精神障害者の所謂アクトという形態の事業所について、4期計画で2か所以上

作るというふうになっていて、1か所、精神医療センターが実際にやっていると思うんですが、あと1年、29年の中でもう1か所、どんなふうになっているのか。

どういう手続きで進めたらいいのか。県の方でこういうふうにしますというのはなかなか示すのは難しいと思うので、地域から盛り上がってくるものを受け止めていただけるような、手続きを示していただけると有難いと思います。

第5期の方にもその箇所は増やしていただけて、第5期策定についての国の基本指針の見直しの(3)の中の(イ)の精神障害の地域包括ケアシステムが、私、どう考えても精神障害者の地域包括支援というのは介護保険とは一致しない。だいたい65歳以上と言われたけれども、65歳以下の人たちが出てこなきゃいけないので、65歳以上の人一杯います。介護保険とは違うということは私ども分かりますが、精神保健のほうで言っている地域包括支援型というのは、所謂、アサーティブ・コミュニティ・トリートメントですね。

#### 高橋会長

最初の方のアクトの事柄について、直接これとはずれているとは思いますが、お願いします。

#### 鈴木室長補佐

こころの健康推進室鈴木です。同じ時期に医療計画も策定しますので、このことについては医療計画の中でも当然議論しないといけない話です。それにつきまして精神の関係の審議会の方で計画していますので、その際は愛家連の皆さんの声を聞きながらやっていきますので、その時に一緒に議論してください。

#### 高橋会長

最初に説明があったと思いますけれど、障害福祉計画というのは総合支援法に基づくものでして、この自立支援協議会の意見を聴かないといけないということになっています。7月と来年3月に皆さんの御意見を伺う機会がありますので、御理解ください。

#### 松下委員

知的障害者福祉協会の松下です。

障害児福祉計画が新しく出来るということですので、これに関連して、一つは情報提供、3つ確認したいことがあります。

#### 高橋会長

最初に御質問されたいこと、御意見があれば最初にそれを仰っていただけて、それ

からその後に背景説明をしていただけると、皆さん分かりやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

## 松下委員

確認をしたいこと、提案等々、3つです。

児童発達支援センターを各市町村に作りましょうということですが、設置に当たって、地域支援、障害児相談支援あるいは保育所等訪問支援事業をしっかりと実施していただいて、地域を支えていけるようなセンターの設置ということが必須だろうと思いますので、今の多くの児童発達支援センターが地域支援をなかなか実施されていない現状を踏まえたときに、この実現の中には、地域支援を盛り込む形で各市町村に御提案いただきたいということです。これが一つ。

2つ目、重症心身障害児を支援する障害児通所支援のケースですけれども、財政的な支援が若干必要になるかなと思っています。愛知県の中でも看護師さんたちを中心に児童発達支援事業で重症心身障害児支援を始めたところが、財政面で厳しく閉鎖をされたというケースが新聞にも出たかと思っています。継続するのがなかなか難しいということを見ると、財政面の支援とそれをバックアップできる医療面での支援が両方必要になってくるとと思いますので、実績をカウントするための具体策を検討していかないといけないだろうと、是非そこも踏まえた上で県としての計画を提示していただきたいと思っの提案です。

3つ目、確認です。発達障害者支援の一層の充実という事で、1ページの(ウ)で示されていますけど、愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会でも同様に充実を目指しているの、当然と思いますが、連動しながらここは書きぶり等々もイメージされているんですかねという確認です。この3つを確認と提案です。

2件情報提供ですけれども。つい1週間ほど前に、私がある喫茶店に居た時に、隣であるコンサルタントさんが話をされている場面に偶然出くわしました。放課後等デイサービスはこれから職員の基準が厳格化されると。そして30年度の報酬改定ではだんだん下がるだろうと。だからこれからは放課後等デイサービスではなくて、児童発達支援事業ですよというコンサルタントをされている場に出くわしました。

と考えると、先ほどの人材育成部会の話に繋がりますが、やはり市町村ごとの数が増えることが問題ではなく、支援の内容をしっかりと担保していくための研修体制を考えておく必要があるの、その辺りの書きぶりとして各市町村で考えてくださいねということが必要じゃないかなという意見です。

## 高橋会長

ありがとうございました。御意見いただいたんですが、来年度の計画に向けて何かコメントありますか。

## 渡辺課長補佐

御意見ありがとうございます。

児童発達支援センターの設置につきましては、当然地域を支えるために作っていくという形になります。市町村の方につきましては、先ほども私の方からも説明させていただきましたが、色々な形で圏域会議を通じてという形もあろうかと思えますし、個別で市町村とのヒアリングもごございます。また課長会議等もごございますので、これらの機会を捉えまして、提案の方をさせていただきたいと思っております。

2点目の重症心身障害児の財政面の支援につきましては、具体的なものにつきましては、これから実態を踏まえまして、必要に応じて国に要望等働きかけていく必要があると考えています。

3点目でございますが、発達障害者支援の一層の充実ということではありますが、これにつきましては、別途協議していることは承知しております。ここでの意見も踏まえた形になろうかと思えますが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく法定計画というところもありますので、その辺りを踏まえた上で、適切な対応をしていきたいと思っておりますので、御意見、御協力等いただければと思います。

以上でございます。

## 坪井委員

坪井です。

障害福祉計画のところに、第5期の計画のところに精神障害にも対応した地域包括支援システム構築ということがはっきり出てきて、今日とてもびっくりしたんですけども。

この中にですね、障害福祉圏域ごとに保健医療福祉関係の協議の場を設置するという事、それから市町村ごとに保健医療福祉関係の協議の場を設置するという事が書いてあるんですけど。具体的にどんなイメージでどんな場所でやるのか教えていただきたいと思えます。

私も医療圏域の会議では、今度、精神が入ったものですから、他の総合病院の院長の先生と一緒に、薬剤師の代表の方、介護保険の方とかいった協議の場があったので、その中で色々地域包括支援システムを精神科以外では相談されてきているんですけど。

そういったイメージで捉えて行けばいいのかなということがあったものですから。具体的な協議の場というのは、障害福祉圏域ごとか、市町村ごとかの具体的な取組を教えていただければと思います。

## 高橋会長

来年度のものですから、まだ詳細は詰めてないかもしれない。来年度の検討のアウトラインを今日お示ししたということですが、何か答えられますか。

#### **鈴木室長補佐**

具体的なことはまだですが、既存の会議をこれにあてるというくらいで、具体的にはまだこれからということでございます。

#### **坪井委員**

精神科の患者さん自身が自分の症状について色々な人に知られたくないという方がとても多いので、情報の取扱いをどうするのかということが非常に大切なことだと思いますので、それを踏まえた上で審議会の方で、地域包括支援システムがうまく行くと良いのかなと思いました。

#### **高橋会長**

その辺の御意見を参考にして計画を出してください。

#### **廣田委員**

是非、お願いしたいんですけれども。この協議の場に当事者、そして家族も含めて考えていただきたいと思っております。お願いします。

#### **高橋会長**

協議の場というのはどこのことですか。

#### **廣田委員**

(3) 見直しのポイント (イ) の地域包括システムの構築、その下の保健医療福祉関係者の協議の場がありますけれど、是非、この協議の場とかにですね。家族だとか当事者の意見が反映されるためにも、そういった福祉関係者だけでなく、当事者、家族も入れてもらえるようにお願いします。

#### **高橋会長**

いかがですか。この件について。

#### **鈴木室長補佐**

昨日、精神の審議会がありまして、その場でも、愛家連の方から御意見をいただきました。そのことについて、当事者の御意見を聞きながらという方向はありますので、また御協力いただきたいと思っております。

## 高橋会長

ありがとうございました。よろしいですか。はい。

## 報告事項

- (1) 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について
- (2) インクルーシブ教育の取組について
- (3) 平成29年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について

資料5 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

資料6 インクルーシブ教育の取組について

資料7 平成29年度愛知県当初予算案（障害者施策関連分）について

## 高橋会長

報告事項が3件あります。まず、3件の報告事項を事務局のほうから説明いただいて、それから、御質問、御意見をいただきたいと思います。

報告事項1から3まで、説明をよろしく願いいたします。

## 立花課長補佐

障害福祉課立花の方から資料5に基づいて、平成28年度障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について報告させていただきます。

今年度は5月、9月、3月に計3回アドバイザー会議を開催いたしました。各地域アドバイザーの皆様から各圏域の地域課題について御報告いただくとともに、年間を通じて重点検討事項として、地域の障害児支援体制の整備について取り上げ、情報共有事項として地域生活支援拠点等の整備について、及び障害者の地域移行について協議を致しました。

それでは、はじめに資料1ページ目、重点検討事項、地域の障害児支援体制の整備について、検討内容と今後の取組等について御報告いたします。左側のハコ、地域の障害児支援体制の整備について、各アドバイザーからの主な意見としては、行政、教育、福祉、医療との連携が課題であるというところで、具体的な話として、学校は福祉制度に詳しくなく、特に教育委員会とは連携を密にして、福祉サイドから丁寧に説明していく必要があるのではないかといった御意見がありました。

また、乳幼児健診等において、障害を発見したあとの繋がりの中で言えば、乳幼児から就学前から就学後、それから自分がお金を稼ぐところまで、どの時点でどの支援機関が連携していくのかを、保護者支援を含めて考えていかなければならないといっ

た御意見がありました。

そして、放課後等デイサービスの爆発的な増加に対して、その専門性を担保するため、ガイドラインの実践と検証を子ども部会、市町村協議会、専門部会で検討を行っている圏域もあるとの情報提供いただいております。

4つ目の丸印は、これはスーパーバイザーからの御意見になりますが、インクルーシブ教育を進める一方で、障害に特化したサービスが増え、それらをつなぐ一本筋を通した体制整備がないことが懸念されるといった御意見をいただいております。

その下の丸印。障害児等療育支援事業にかかる意見として、障害児等療育支援事業の支援内容について、使う側によく理解されておらず、支援する側も支援内容を確認する必要があるといったことから、この事業は市町村がやれるところは市町村に任せて、市町村との役割分担をはっきりする必要があるといった御意見をいただいております。

また、地域の障害児支援体制の現状として、要となる児童発達支援センターの未設置市町村が多く、設置されていてもセンター機能が力不足、人材不足であり、センター中心の支援体制のネックになっているという御意見がありました。

こういった現状に鑑みまして、児童発達支援センターが地域の障害児支援体制の中核的な役割を担うまで、その機能を補完する役割として、左のハコの一番下にありますが、①、②、③と、こういった取組を行って欲しいといった御意見をいただいております。

これらを受けまして、今後の取組等でございますが、障害児等療育支援事業において、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制が進むよう支援することとし、来年度は今年度の地域アドバイザー会議での検討を引き継ぎ、障害児等療育支援会議担当者会議で引き続き地域の課題やその対応について、情報収集、検討を行うこととなりました。

次に2ページを御覧下さい。情報共有事項として2項目取り上げております。一つ目地域生活支援拠点等の整備についてでございます。

主な意見として、県内で最初に拠点等が整備された豊橋市では、一昨年度から自立支援協議会で必要な機能の見直しを行い、不足する機能について予算化できたことから、面的整備に至ったが、国の施設整備費補助金には拠点等の特別枠もないことから箱物は難しい。ただ、整備した後の評価についてイメージを持っておかないと、その後の機能強化ができないといった御意見がある一方、拠点等について、整備済みとする客観的な指標がないといった御指摘がございました。

この点については、昨年12月の国が開催しました拠点等の全国担当者会議でも話題に上っております。今後、国から拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出すると言っておりますので、これが何らかの指標になるのではないかと考えております。

次に2つ目の項目として、障害者の地域移行につきましては、福祉施設入所者の地域生活移行にかかる進捗状況について、平成27年度の実績について見ますと、年齢階層で40代を境に地域移行が進まなくなっていることがある一方、入所年数が30年、40年と長くなっているにもかかわらず、グループホームへ移行している方がいるという状況が分かりました。

また、地域移行が地域生活支援拠点等と表裏一体というところがあつて、拠点等の機能として、極力入所に繋げないために、虐待などの緊急ショートとの仕組み、親元から離れるとか、病院や施設から移行する場合の体験型の場の確保を考えないと地域移行の実績は上がらない。さらに、県や市で保証人なしで公営住宅が借りられる条例を整備するなど、具体的に地域移行に使える提案をして、自宅やグループホームへ地域移行する形を作っていかなければならないといった御意見をスーパーバイザーからいただいております。

以上、障害者相談支援アドバイザー会議での検討状況の御報告とさせていただきます。

#### 神本主査（特別支援教育課）

教育委員会特別支援教育課の神本と申します。教育に関する部分としまして、本課としては、インクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援教育の推進を図っているところでございます。その関係事業について報告をさせていただきます。資料6を御覧下さい。

まずは左の方から肢体不自由児スクールクラスターモデル事業について御報告いたします。この事業は肢体不自由特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小中学校で生活や授業など一緒に過ごす事で、児童生徒の心の成長を図り、ともに学ぶための条件整備及び支援のあり方を研究するものです。

交流及び共同学習のモデル校として、平成24年から28年度の間小学校4校と中学校1校で実施を致しました。成果としましては、障害のあるなしに関らず、ともに学校生活を送る事で子どもたちの相互理解が進み、お互いを尊重しあう姿が見られたことです。また、双方の教員も交流及び共同学習の実施や連絡会議等を通じて連携を図り、授業や支援の実際を学ぶことで、視野が広がり、知識・技能が向上いたしました。

今後も地域の教育資源を効果的に組み合わせることで、障害のある子どもとない子どもの相互理解の発展と定着を図っていくことが重要であると考えております。

#### 尾本主査（特別支援教育課）

続きまして、右側、事業ではありませんが、市町村における合理的配慮について報告させていただきます。現在、小中学校においても様々な障害のある児童生徒が在

籍をしており、その児童生徒が障害のない児童生徒とともに学べるように合理的配慮がなされております。平成28年度5月調査で、本課が名古屋市を除く各市町村において、合理的配慮の提供において最大2つまで報告するよう依頼した結果がそちらにあります。

具体的には施設整備の関連に関すること、教室配置や座席配置の工夫、支援員の配置などが多く報告をされました。中にはICTの活用や修学旅行等宿泊行事への対応など、従前の考え方を少し変更させて対応している内容も報告されました。

以上です。

### 鈴木主任主査

企画・調整グループの鈴木です。よろしく申し上げます。座って御説明させていただきます。それでは、資料7によりまして、障害者施策関連の、平成29年度愛知県当初予算案を御説明させていただきます。この資料は当初予算案の記者発表資料を抜粋したものでございます。

まず、健康福祉部について、新規事業を中心に、主な事業を御説明させていただきます。

最初の事業は、1ページの左側、「1(2)医療型障害児入所施設等設置費補助金」、4億851万円でございます。「障害者福祉減税基金」を活用し、重症心身障害児者が、身近な地域で医療や療育などの支援を受けられる体制づくりを進めるため、民間法人による施設整備に対して助成する事業でございます。

本事業により、29年7月に豊川市で、重症心身障害児者施設、信愛医療療育センターが開設される予定でございます。

次の事業は、その下、「2障害者コミュニケーション手段利用促進費」、

472万7千円でございます。「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用し易い環境づくりを進める事業でございます。このうち、新規事業として、カラーユニバーサルデザインのガイドラインの策定がございまして、カラーユニバーサルデザインの推進により、色覚に障害のある方の円滑な情報の取得を図ってまいります。

3事業目は、同じページの右側、「4障害者権利擁護事業費」、735万3千円でございます。障害者権利擁護センターにおいて、障害者の虐待防止に向けた助言・指導や、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進を図る事業でございます。

4事業目は、2ページの左側、「10軽度・中等度難聴児支援事業費補助金(新規事業)」、477万9千円でございます。軽度・中等度難聴児の言語の発達や学習の困難さの解消を支援するためには、補聴器の早期装用が有効でございますが、国の支援制度の対象外とされているため、県独自で、市町村が実施する補聴器購入助成事業に

要する費用の一部を、助成する事業でございます。

5 事業目は、同じページの右側、「15 障害者芸術・文化祭あいち大会継承事業費（新規事業）」、599万円でございます。今年度12月に、本県で開催しました「全国障害者芸術・文化祭あいち大会」で培われたネットワークやノウハウの活用により、「障害者アーツ展」を開催し、障害のある方の美術・文芸作品の展示や舞台発表を行うほか、「ふれあい交流会」として、講演会やシンポジウムの開催などを行う事業でございます。

6 事業目は、3ページの右側、「25 障害者施設設置費補助金」、3億2,919万1千円でございます。障害のある方が身近な地域で暮らせるよう、12施設分のグループホームや障害者施設の整備費に対して助成する事業でございます。

7 事業目は、4ページの左側、「27 医療療育総合センター（仮称）整備費」、12億6,117万円でございます。昭和43年度から48年度に建設された心身障害者コロニー各施設は老朽化が著しいため、障害児者の医療や地域生活を支援する拠点である医療療育総合センターとして改築整備する事業でございます。29年度は28年度に着手いたしました、病院や知的障害児の施設である福祉型障害児入所施設などが入る本館棟の建設工事を引き続き実施し、30年度の全面開所に向けて取り組んでまいります。

8 事業目は、同じページの右側、「3 中小企業応援障害者雇用奨励金（新規事業）」、2,242万8千円でございます。障害者雇用の更なる改善のために、県独自で、初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業負担を軽減する事業でございます。

9 事業目は、6ページの左側、「1 自殺・ひきこもり対策事業費」、8,481万7千円でございます。自殺や、長期化の傾向にあるひきこもりなど、「心の健康」の問題に適切に対応するため、市町村を始め、関係機関や民間団体と連携し、自殺・ひきこもり対策を推進する事業でございます。なお、29年度は、次期「あいち自殺対策総合計画」を策定いたします。

10 事業目は、同じページの右側、「2（4）精神障害者地域移行・地域定着支援事業費（新規事業）」、169万6千円でございます。精神に障害のある方の地域移行を推進するため、ピアサポーターと連携して、精神疾患で入院している方の退院意欲の喚起を図るとともに、関係機関が協同して地域移行を推進する総合的な体制を構築する事業でございます。

11 事業目は、その下、「3 アルコール健康障害対策事業費（新規事業）」、308万8千円でございます。今月策定する「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、依存症の当事者や家族を地域で切れ目なく支援できるよう、精神保健福祉センターにおける専用電話相談窓口の開設、といった相談体制の整備、普及啓発、さらには人材育成を図る事業でございます。

14ページから21ページまでの資料は、当初予算の記者発表資料のうち、県ではマンガと呼んでいる、事業説明にイラストや写真を用いたものでございます。今まで御説明した事業のほとんどが記載されておりますので、参考としてください。

それでは、健康福祉部の予算に関する説明は以上でございます。引き続き、教育委員会から、予算に関する説明がでございます。

### 神本主査（特別支援教育課）

教育委員会から予算に関する説明を行います。

20ページと21ページ目を見ていただくと分かりやすいと思います。新設の特別支援学校の整備を進めております。

まず20ページです。3つの学校がございまして、まず1つ目大府に建設中の大府もちのき特別支援学校、平成30年4月に開校の予定でございまして、それから2つ目、尾張北東地区、瀬戸市ですが、ここにも新設の特別支援学校を建設中でございまして、どちらも知的障害の特別支援学校でございまして、そして、3つ目としましては、刈谷市立になりますが、特別支援学校を作るための財政支援を行います。平成30年4月の開校を目指しております。

次2枚目ですが、21ページを御覧下さい。西三河南部地区、西尾市になりますが、こちらの方に特別支援学校を建設するための調査を来年度実施する予定となっております。簡単ですが以上でございます。

### 高橋会長

ありがとうございました。時間もまいりましたけど、どうしても質問、御意見がありましたら、短くお願いします。

### 松下委員

松下です。資料5について質問です。確認させてください。

障害児等療育支援事業でどのようなことを具体的に検討して欲しいのかということが一つ。ここに記載されている内容で、障害児等療育支援事業は訪問療育と外来療育とそれから施設支援と実施してきたと思いますが。

ここで検討していくべきことは、障害児支援体制に向けて人材育成をすることをやってほしいということか、あるいは児童発達支援センターの設置を支援していくことをやってほしいということなのか、今までやってきた内容に加えてどういったことが求められているのか具体的にお伺いしたいと思っております。

### 立花課長補佐

御質問ありがとうございます。

障害児等療育支援事業は、施設支援に重点化して人材育成を図って、児童発達支援センターの設置に繋げていきたいという思いがあって、今年度、要綱改正を行ったところです。

来年度については、地域支援を重点的に行っていくんですけども、具体的に地域毎に地域診断みたいなことを、地域においてどんな課題があるのかという現状分析をする必要があるかと思います。

そういったもの場として、療育支援事業の担当者会議で地域のことをよく御存知の担当者の方から色んな御意見を伺って、情報共有を行って、今後どんな対応が取れるのか議論していくことを考えています。

### 松下委員

地域アセスメントをするための情報収集が基本的な役割として期待されるということですか。

### 立花課長補佐

はい。そうです。

### 高橋会長

鈴木委員。どうぞ。

### 鈴木委員

びあはうすの鈴木といいます。特別支援学校についてという話なんですけど、インクルーシブ教育とどうしてもこの特別支援学校が増えていることが、頭の中ではとても一致しなくてイメージできないんですが。前の計画の話の時もやはり特別支援の教員の育成を図るみたいなことがあって、どんどん特別支援学校というものが増えてきそうなという感じがして、地域移行、地域移行と言っておきながら、施設を増やすような傾向が出ているんじゃないかという心配があります。

100歩譲って、特別支援学校の中から年間何件地域の学校に戻すかとか、そういう文言を計画の中に入れていっていただかないと。地域移行の根本的な場面で、交流学級とか共同事業とか年に何回か数えるほどしかない。というのが、僕たちから見ると特別な人間だとイメージを強く植えつけてしまうような方向にもなりかねないので。

もちろん偉い先生方が色々考えてみえると思うんですけど、その辺の事を考慮して慎重に進めていただかないと、地域移行はいつまで経っても、絵に描いた餅で終わってしまう。何も実現しないまま終わってしまうのではないかと思います。それだけはお願したいと思います。

## 高橋会長

インクルーシブ教育と言いながら、愛知県は分離教育を推進しているのではないかという御意見、御質問ですが、いかがですか。

## 神本主査（特別支援教育課）

御意見として承っておきます。ただ、新設の特別支援学校につきましては、知的障害特別支援学校の人数の増加による、教室不足の解消のためであり、肢体不自由の特別支援学校におきましては、スクールバスの長時間通学の解消のためという目的に沿って計画をしております。

インクルーシブ教育につきましても、御意見として十分承っておきます。ありがとうございます。

## 高橋会長

一つお願いしておきます。先ほどのお話の中に、特別支援学校から地域に移るためのプログラムが必要ではないかというような御意見があったと思うんです。まず実態の把握で特別支援学校から地域の学校に移行していった子どもたちがどれくらいいるのか実態把握というのをさせていただくというのはどうかなと思うんですけれどもどうですか。

その辺のことは可能ですか。

## 尾本主査（特別支援教育課）

そちらの方の数は揃えられますので、次回のところで示させていただくということでお願いします。

## 高橋会長

では、よろしく申し上げます。

## 川上委員

今と関連して、うちも20年前に7歳の方が小牧特別支援学校に行くというのは辛いということで、瀬戸市立の小学校の中に特別支援学校を作ったのがあって、全国初だということで、凄い見学者があつて、小学校で一杯になったら、中学校に移って、これで3年目ですけど。こういう経験を共有しながら、瀬戸の場合は子ども人口が減っていて統廃合の危機があつてのことで、地元の小学校や中学校の了解を得られたということで出来たと。愛知がインクルーシブ教育で毎日交流教育をしていることを7年前に取り組んでみえろとお伝えしたい。

愛知労働局ですかね。60万円の障害者雇用。初雇用奨励金。これは国の調整奨励金と違って、2パーセントを超えなくても、一人目の雇用からも60万出すということで、うちの近隣の中小零細企業さんは何か所出るんだと、どこが窓口なんだとハローワークさんは国の機関だから分からないと。この辺の周知に関して、まだホームページに上がっていないような気がしますので。先着なのかどうなのか。2,200万を60万で割ると35か所くらいですか。その辺りを示していただかないと、就労系の事業所さんとか、ハローワークさんとか、ナカポツさんとかは非常に困っている。この辺りを具体的に示していただかないと60万円だけが一人歩きして、現場は困っていることをお伝えしたい。

#### 高橋会長

この件についていかがですか。

#### 渡辺課長補佐

川上委員ありがとうございます。

本日、産業労働部の職員は事務局の方で出席しておりませんが、本日いただきました意見は就業促進課に伝えまして、しっかり対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

#### 高橋会長

また、次回のおきにでも御報告いただければ、みなさんに活用していただくことも大事でしょうから。

#### 渡辺課長補佐

来年度の新規事業ということでもありますので、まだ議会も終わっておりませんので、ホームページにはアップしていない状況かなと思います。内容等、確認したいこともあろうかと思っておりますので、次回、お伝えしたいと思っております。

#### 高橋会長

ありがとうございました。

まだ、御意見もあろうかと思っておりますが、時間もちょっと過ぎてしまいました。来年度は障害福祉計画と障害児福祉計画を策定せねばなりません。

先ほど圏域アドバイザー会議の御報告をいただいて、よく現場のことを把握されておられるなど感心して聞いておりました。実効性のある障害者福祉計画と障害児福祉計画を是非作っていきたいと思っております。2つの部会とそれからアドバイザー会議で連携を取りながら取り組んでいただければいい計画になっていくかなと思います。よろ

しくお願いします。

少し時間が超過してしまいました。この辺で終わらせていただきたいと思います。